

どうする？ 駐在員や出張者が所在不明となってしまったら

ある日突然、海外駐在員やその家族、出張者の所在が不明になってしまったら？
元警視庁公安部外事課の講師による経験談に基づく、実践型の危機管理セミナー。
(2月9日開催、「日外協オープンセミナー」から抜粋)



講師

日外協 海外安全アドバイザー

松丸 俊彦 氏

あらゆる可能性を考慮

海外で邦人が行方不明や音信不通となる主な要因は、おおむね3つに集約される。

第1に犯罪被害によって連絡手段が断たれるケース。昏睡強盗(飲食物に薬剤を混入させて意識を喪失)や盗難、短期誘拐や営利誘拐など。

第2に当局による一時的な拘束や逮捕により、外部との連絡手段が遮断されるケース。重要施設の不用意な撮影や反政府デモへの近接などが引き金になることも。特に中国では反スパイ法に要注意。日本は大半の国と二国間条約「邦人を拘束した当局は(本人が希望した場合)速やかに日本大使館や領事館に通報しなければならない」を締結していることを知ってほしい。

第3に事故・病気による搬送など、医療・救急対応の過程で連絡が滞るケース。レジャー中の事故や仕事上のトラブル、文化・言語適応の困難、異性関係や家庭内の問題、メンタル不調による出社不能や自傷リスク、犯罪の容疑者として逮捕される事態なども起こり得る。

行方不明者の捜索に際しては、あらゆる可能性を考慮した上で、初動にあたる必要がある。

個人の行方不明時の対策には、名刺サイズに縮小した「緊急連絡先リスト」を複数枚作り、身の回りの複数箇所に分けて持つことを推奨する。携帯端末や手帳を盗難・紛失した場合も、この紙片が一枚でも残れば、保護された警察署

や駆け込んだガソリンスタンドなどから在外公館・同僚、カード会社等へ連絡がつながる。

本人の意識がない場合でも、救急隊や警察が身元確認や所持品検査の際、連絡先にたどり着く可能性が高いため、現地語と英語での最低限の注記も添えておきたい。また、携帯電話を普段用と緊急用の2台所持することも有効。

在外公館とは相談できる関係性を

現地対策本部の初動は、本人携帯・自宅固定電話への連絡、居宅訪問による所在確認、足取りの洗い出し、頻繁に利用する場所や友人関係などの情報収集。これらを短時間で一気に進める。

自宅玄関の施錠状況や争った形跡の有無、帰宅の気配の有無などから状況が悪い方向に傾いたと判断される場合は、速やかに現地対策本部を立ち上げ、本社と在外公館に連絡を入れる。

本社への報告は事実関係だけを伝え、早期に続報を入れる。同時に関係者(運転手、帯同家族、現地社員など)からの情報の漏洩(ろうえい)に注意する。

身代金目的の誘拐事件の場合、現地警察の捜査能力・秘密保持能力の見極めは現地の在外公館の知見に委ねるのが基本。

在外公館とは日頃からたとえ「微妙な案件」であっても、そっと相談できる関係性を築いておきたい。不測の事態が発生した場合においても、早期収束につながる可能性が高まる。